

沖縄県指定粟国島特別保護地区

指定計画書

平成24年11月1日

沖縄県

1 特別保護区の概要

(1) 特別保護区の名称

栗国島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

沖縄県栗国村字西に県指定天然記念物に登録された「栗国村字西の御願の植物群落」の指定区域、栗国村字西 土倉原 2984 番地(8370.29 m²のうち 1873.07 m²)と 2985 番(925.62 m²)、29885 番(570.86 m²)、2987 番(1077.77 m²)
詳細は区域図参照

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 24 年 1 月 1 日から平成 44 年 10 月 31 日まで (20 年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、沖縄本島的那覇市の北西約 60 km の海洋地点に位置する栗国島の南下側にある西集落の北西部の崖地に残された面積約 0.4ha の森林である。この森林には高さ 8 ～ 12m のアカギやハマイヌビワ、クロヨナが生い茂り、崖の上には、ヤブニッケイやクロヨナ、ヤマイヌビワなどが生い茂った森が発達している。

このように栗国島には数少ない高木層のある森林環境地域となっている。

そのため、アカショウビンやサンコウチョウなどの渡り鳥が秋から春に休息する森林になっている。そのなかには国内希少種のハヤブサなどの猛禽類やアカハラダカ、サシバ、チュウヒ、チョウゲンボやツミも渡りの時期にはこの森林を主な休息地として利用する。また留鳥で森林性のシロガシラやキジバト、ヒヨドリなども多い区域である。

このように、当該区域は栗国島のなかでもわずかに残される森林地帯であり、多様な鳥類の採餌の場、休息地および渡りの休憩地として利用されている。しかしながら、周辺地域では農耕地の拡張が進み、森林の更なる減少も想定されることから特別保護地区に指定し、森林環境の保全を図る必要がある。

このため、集団渡来地の保護区として、鳥類の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号) 第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に務める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ノラネコによる鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方団体、地域住民と連携した普及啓

発活動等に取り組む。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 0.4 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 0.4 ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）

地方公共団体有地 0.4 ha	}	都道府県有地 - ha（県有林のみの面積）
		市町村有地等 0.4ha（林のみ）

私有地等 0 ha

公有水面 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 - ha

自然公園法による地域 - ha

文化財保護法による地域 0.4 ha

（県指定文化財 字西の御願の植物群落）

森林法による地域 0.22 ha（保安林）

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域を有する粟国島は、沖縄本島那覇市の北西約 60km に位置し、島は周囲およそ 12km、面積は 7.64km²の小さな島で、近くに島はなく、久米島やケラマ諸島とは、地図上で大きな三角形を形作っているのが特徴である。

当該特別保護地区は粟国島の中央南西部に位置する森林部である。

イ 地形、地質等

粟国島は、主に琉球石灰岩が島の大半を覆う平らな低い島で、延長 3.5km、比高 95m の 3 段の海成段丘からなり、島は南西から北東にかけ徐々に低くなる。当該区域は字西の北西にある高さ 20 m の石灰岩よりなる断層崖を含む地域である。

地質については、当該区域の大部分が第四紀琉球石灰岩で構成されており、土壌はおおむね礫質暗赤色土壌である。

ウ 植物相の概要

当該区域はうっそうとした樹木に覆われ、亜高木林のヤブニッケイ、クロヨナ、ハマイヌビワなどが優占する群落が発達している。また、崖下はアカギ、ハマイヌビワ、クロヨナ、ギョボク、クワノハエノキ、クワズイモなどが優占する群落が発達する。林内にはイシカグマなどのシダ類が出現し、アカギ、ハマイヌビワ、クワノハエノキ、ギョボク、センダンなどの大木が多い。

エ 動物相の概要

当該区域でこれまでに生息が確認されている鳥類は、キジバト、ヒヨドリ、ウグイス、リュウキュウツミ、メジロ、セッカ、シロガシラなどで、また渡り鳥の多くが休息地として利用し、サシバ、アカハラダカ、また、迷鳥のハイイロオウチュウや県内で目撃数の少ないアトリなども確認されている。哺乳類は、クマネズミ、ジャコウネズミ、小型コウモリの生息の可能性がある。

近年の調査で生息が確認された鳥類は下記(2)のとおり 7 目 8 科 11 種であり、哺乳類は確認されていない。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

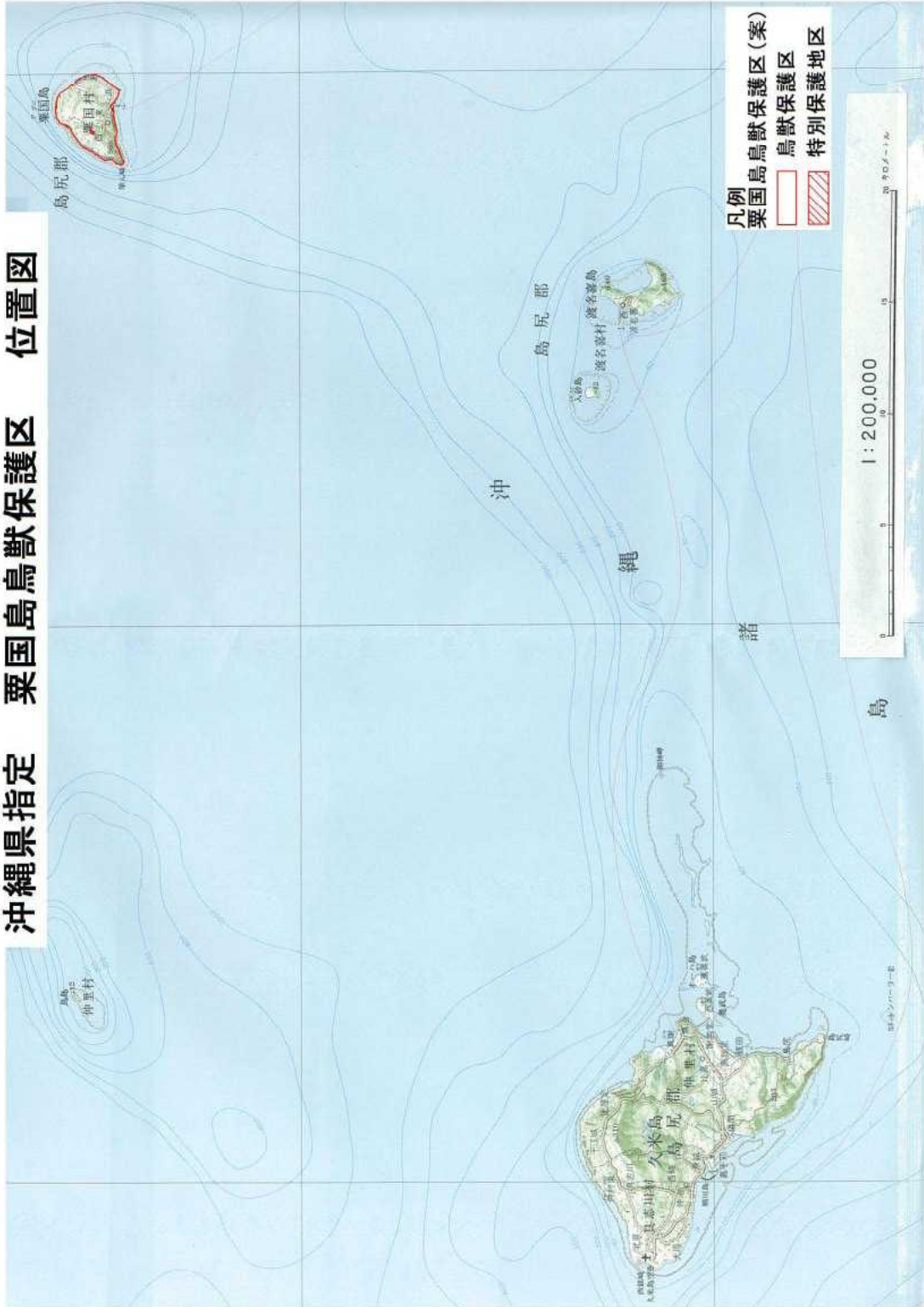
5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

①特別保護地区用制札 2 本

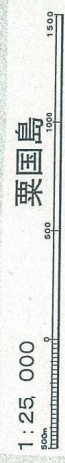
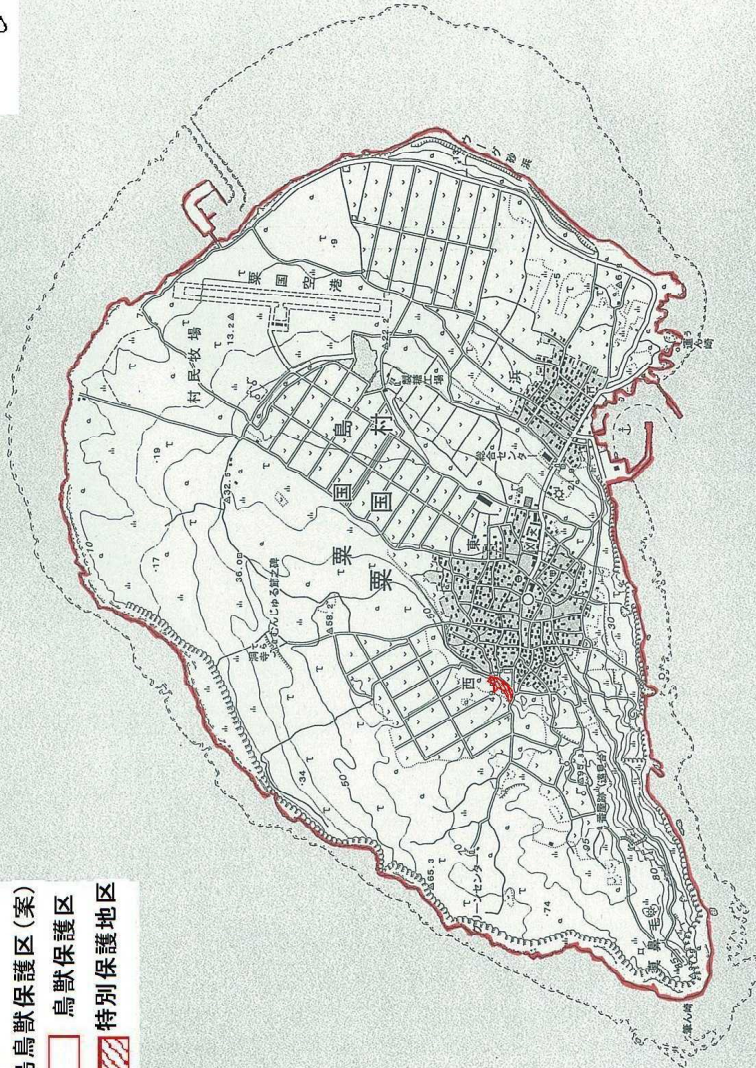
沖繩県指定 粟国島鳥獣保護区 位置図



県指定栗国島鳥獣保護区区域図



- 凡例**
- 栗国島鳥獣保護区(案)
 - 鳥獣保護区
 - 特別保護地区



粟国島特別保護地区に生息する鳥獣類

目	科	種または亜種	種の指定等	
コウノトリ目	サギ科	ダイサギ		
タカ目	タカ科	サシバ	VU	
ハト目	ハト科	キジバト		
ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン		
アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ アマツバメ		
スズメ目	ツバメ科	イフツバメ		
		ヒヨドリ科	シロガシラ ○ ヒヨドリ ○	
	ツグミ科	イソヒヨドリ	○	
		アカハラ		
		シロハラ		
		ツグミ		
	カササギビタキ科	リュウキュウサンコウチョウ		
	メジロ科	メジロ	○	
	ハタオリドリ科	スズメ	○	
	ヒタキ科	エゾビタキ		
	アトリ科	アトリ		
	カラス科	ハシブトガラス	○	
	合計	6目 14科	19種	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天:国指定天然記念物
 特天:国指定特別天然記念物
 レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 レッドリスト(平成19年環境省)(イ哺乳類)
 CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。